

令和2年度

事業計画書

社会福祉法人御前崎市社会福祉協議会

令和2年度 社会福祉法人御前崎市社会福祉協議会 事業計画

1 背景

日本の人口は、晩婚化や未婚等の影響から出生率の低下が著しく、また平均寿命の伸長により少子高齢化が急速に進展し、総人口は減少傾向となっています。

急速に進む少子高齢化に対応するため、平成27年4月より団塊の世代が後期高齢者になる2025年を念頭においた地域包括ケアシステムを中心とする総合支援事業が平成30年度からスタートし、地区協議体が発足し地域での見守り活動や支え合い活動を通じた地域づくりが推進されています。

また、平成29年2月には、厚労省から、「地域共生社会」の実現に向けて、公的支援の縦割りから丸ごとへ転換し、分野を跨ぐ総合的・複合的な課題について包括的に支援する方向性が示されました。地域では資源を生かし、住民の主体的な支え合いにより、安心感と生きがいを生み、暮らしと地域社会に豊かさを作る仕組みづくりを推進する、改革工程が「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部により発表されています。

全国社会福祉協議会では、「社協・生活支援活動強化方針」を示し、県社協より生活困窮・日常生活自立支援事業・市民成年後見推進に係る制度を盛り込んだ権利擁護を行政・地域と連携して進めていきます。

このような状況の中で、「お互いに支え合い『みんながしあわせ』とを感じる地域」に向けて、市民や関係機関と協働しながら事業に取り組む必要があります。

2 基本方針

御前崎市では、平成28年度より「第2次御前崎市総合計画」をスタートさせ、「子どもたちの夢と希望があふれるまち御前崎」を将来都市像とし、それを実現するための人口減少に歯止めをかける基本目標を設定し、今後10年間の方針が示されました。

平成28年度からスタートした「第3次御前崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、小地域福祉活動を推進に向けた土台づくりを進めています。地域包括ケアを支える機能のひとつとして、地区協議体の活動と高齢者福祉活動の充実を図ると共に、制度の垣根を越えた包括的な小地域福祉活動を推進しています。

地域共生社会の実現を図る為に、各種制度・多職種間での連携体制への協力、地域包括的な支援体制を補完する権利擁護事業・成年後見制度に関する事業の体制づくりを行います。また地域の継続的な組織体制を構築するために支部社協体制を整えていきます。

地域福祉推進委員会において、計画の進捗状況を評価・検討し、令和3年度からの「第4次御前崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定に向け、住民懇談会により市民ニーズを把握し協議してまいります。

3 計画の体系

基本理念

基本目標

施策の方向性

お互いに支え合い「みんながしあわせ」と感じる地域(まち)

お互いに支え合い

安心して暮らせる

まちづくり

市民一人ひとりが

積極的に地域福祉に

参加するまちづくり

住み慣れた地域で

健康でいきいきと

暮らせるまちづくり

(1) 市民が主役となる小地域福祉活動の推進・支援

- ①市社協の基盤強化及び支部社協活動の充実
- ②コミュニティソーシャルワーカーの配置
- ③住民ニーズの把握・対応の充実

(2) 福祉関係団体(福祉団体・当事者団体・ボランティア団体)への支援

- ①福祉関係団体の抱える課題の把握及び支援
- ②福祉関係団体と市民・学校・福祉施設などとの連携・協働の支援

(3) 災害時の支援体制の強化

- ①災害時に避難行動要支援者が速やかに避難できる仕組みづくり
- ②災害ボランティア本部の体制強化

(1) 支え合う心を育むための地域福祉教育の推進・支援

- ①地域における学び場づくり
- ②地域や学校での地域福祉教育の充実

(2) 多くの市民の地域福祉活動への参加の促進

- ①ボランティア活動・市民活動への支援

(3) 地域福祉を身近に感じるための啓発活動の推進

- ①福祉講座・福祉啓発事業の充実
- ②地域福祉に関する情報発信の充実

(1) 困った時に気軽に相談できる相談支援体制の強化

- ①市民にわかりやすく、気軽に相談できる窓口づくり
- ②関係機関同士の連携を深める仕組みづくり
- ③生活困窮世帯の支援体制の充実

(2) 誰もが健康でいきいきと暮らせる仕組みづくり

- ①年を重ねても住み慣れた地域で生活できる仕組みづくり
- ②安心して子育てができる仕組みづくり
- ③障がいを持つ方が地域参加できる仕組みづくり

4 実施事業

基本目標 1 お互いに支え合い安心して暮らせるまちづくり

施策の方向性	実施内容	R2目標
(1) 市民が主役になる小地域福祉活動の推進・支援	支部社協事業の推進	支部社協活動計画の作成
	小地域福祉活動（居場所・サロン・生活支援サービスなど）の推進	地区実施
	コミュニティソーシャルワーカーの配置	検討会実施
	福祉懇談会の開催	実施
	社協理事会・評議員会の充実	専門部会制導入
	財政計画の作成	財政計画作成
	自主財源の検討	検討・実施
	社協会員制度の充実（普通会员・特別会員）	前年度より 20件増加
	事業評価システムの構築	事業評価システム実施
	社会福祉法人や行政との連絡会の開催	連絡会開催
(2) 福祉関係団体（福祉団体・当事者団体・ボランティア団体）への支援	職員スキルアップ計画の作成・社協内研修会の実施	計画作成 研修会実施
	福祉関係団体の活動把握	福祉懇談会推進
	福祉関係団体への協力支援	随時検討会実施
(3) 災害時の支援体制の強化	福祉関係団体と地域・関係機関との連絡調整	活動周知実施
	災害ボランティア本部の運営	立上げ訓練・連携訓練実施
	災害ボランティアコーディネーターの育成・支援	養成講座開催

基本目標2 市民一人ひとりが積極的に地域福祉に参加するまちづくり

施策の方向性	実施内容	R2目標
(1) 支え合う心を育むための地域福祉教育の推進・支援	地域福祉教育指定校事業	目標設定・実施
	地域福祉教育担当者連絡会の開催	年3回実施
	地域における福祉の学びの場づくり	講座・事業開催
(2) 多くの市民の地域福祉活動への参加の促進	ボランティアコーディネーター事業	相談件数 前年度2割増
	個人ボランティア登録制度の推進	前年度より 5名増加
	ボランティア情報の発信	情報発信
	ボランティア講座の開催	講座開催
	ボランティアネットワークの充実	ネットワーク会議開催
	赤い羽根共同募金への協力（一般募金・歳末募金）	協力企業・団体 前年度より5社増
	日赤御前崎市地区事業の推進	社費金額 前年度額維持
(3) 地域福祉を身近に感じるための啓発活動の推進	ふれあい広場の開催	実施・検討
	社会福祉大会の開催	実施・検討
	戦没者追悼式・平和祈念式典の開催	実施・検討
	おまえざき社協だよりの発行	年5回発行 市民モニター導入
	ホームページによる情報発信	ホームページ リニューアル

基本目標3 住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせるまちづくり

施策の方向性	実施内容	R2目標
(1) 困った時に気軽に相談できる相談支援体制の強化	福祉総合相談所の開設	実施
	支部社協単位での相談所の開設	実施
	法律相談の開催	実施
	ひきこもり・不登校支援相談室の開設	相談室実施 啓発事業実施
	市社協小口資金の貸付	実施
	生活福祉資金貸付事業の受託（県社協）	受託実施
	日常生活自立支援事業の受託（県社協）	受託実施
	成年後見制度に関する権利擁護支援体制づくり	実施
	法人後見事業の実施	実施
	生活困窮者自立支援事業の受託（市福祉課）	受託実施
	生活困窮者家計相談事業の受託（市福祉課）	受託実施
(2) 誰もが健康でいきいきと暮らせる仕組みづくり	浜岡中央児童館・児童図書館の運営受託（市こども未来課）	受託実施
	子育て相談の充実	相談実施
	放課後児童クラブの運営受託（市こども未来課）	受託実施
	ファミリー・サポート・センターの運営受託（市こども未来課）	受託実施
	ひとり親家庭支援	事業実施
	介護機器貸与事業・福祉車両貸出事業	事業実施
	高齢者助成事業（マッサージ・理美容）	実施・検討
	高齢者いきがいクラブ（いきがい教室）の開催	実施
	サロン・居場所づくり運営団体への支援	支援
	生活支援コーディネーター事業受託（市高齢者支援課）	受託実施
	生活支援サービス事業（ささえあいサポーター）	実施
	介護予防・生活支援総合事業訪問サービス	実施
	介護予防・生活支援総合事業通所サービス	実施
	障がい理解への啓発活動や障がい児・者の余暇活動支援	啓発事業実施
	歳末たすけあい事業の実施	実施
御前崎ふれあい福祉センター・浜岡老人福祉センター運営指定管理の受託（市高齢者支援課）	指定管理受託	